

## 第1章 緑の基本計画策定にあたって

### 1. 計画策定の背景

近年の地球温暖化に関する国民の関心や、自然との共生及びふれあいに対するニーズの高まりを受けて、地球温暖化やヒートアイランド現象の進展、生物多様性の喪失をはじめとした環境問題が顕在化し、緑を取り巻く社会情勢の変化に対応した緑の保全や創出・活用に関する長期的な方針が必要となっています。

また、災害に強いまちづくりや観光資源としての公園、景観等、地域の資源である緑を有効に活用したにぎわいのあるまちづくりの推進などの取組みが期待されています。

浜田市（以下、本市と称す。）では、平成28年3月に、「第2次浜田市総合振興計画」（以下、総合振興計画と称す。）を策定し、『住みたい 住んでよかった魅力いっぱい 元気な浜田』を将来像として掲げ、本市の多彩な地域資源を最大限に発揮しつつ、豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまちづくりを進めています。

本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、本市の誇るべき資源の一つである豊かな緑をまちづくりに活かし、環境問題の改善などの社会的ニーズへの対応と、都市公園などの計画的な整備による緑化の向上による、緑地の適正な保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるための施策を定めるものです。

また、本市の豊かな緑の維持管理や生活に身近な自然の創出の面から、これまで以上に市民との協働による持続的な取組みが必要となるため、市民一人ひとりが豊かな緑に愛着をもち、自らがその保全や育成を實踐して緑にふれあうことのできる仕組みづくりの指針とするものです。



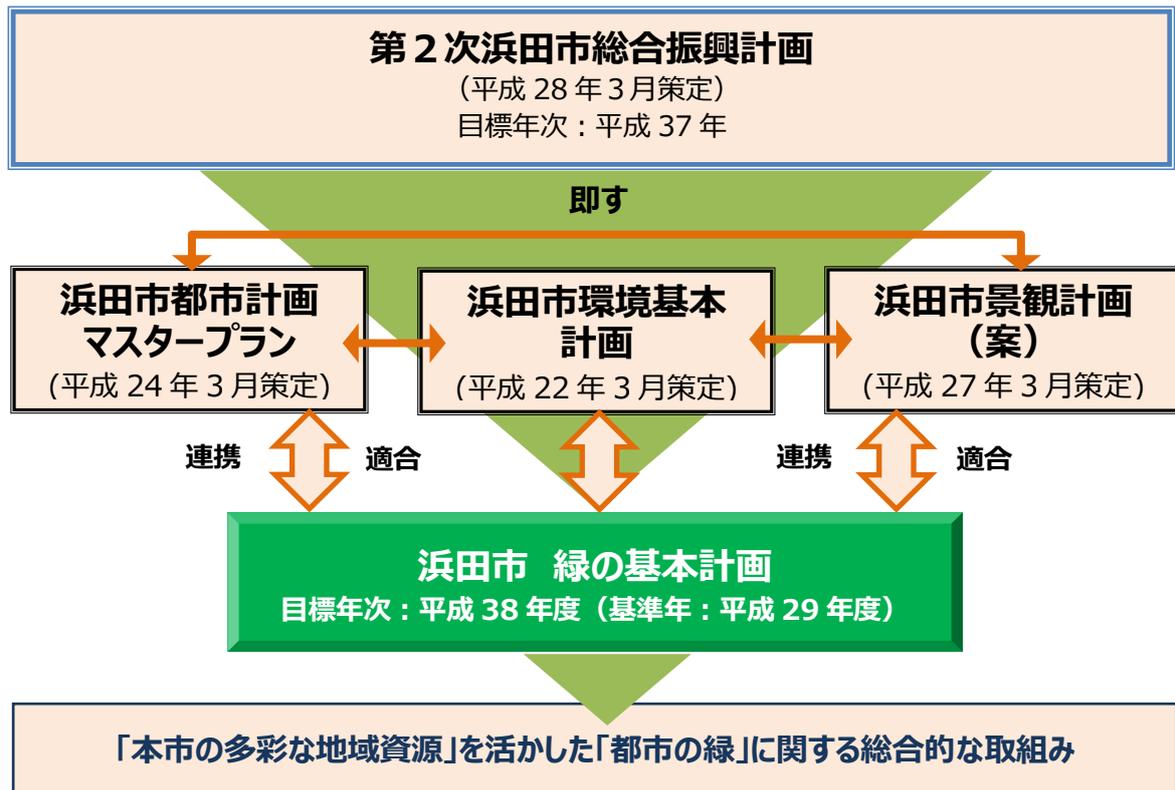
城山公園から大麻山方面を望む

## 2. 位置づけ及び役割

「浜田市 緑の基本計画」(以下、本計画と称す。)は、本市の総合振興計画に即し、浜田市都市計画マスタープラン(平成24年3月)などと適合するとともに、浜田市景観計画(平成26年3月)や浜田市環境基本計画(平成22年3月)等との連携を図りながら策定するものです。

そして、市民と行政の協働による持続的な緑の保全や緑化の推進の指針となるものです。

### □ 浜田市 緑の基本計画と他の計画との関係



### □ 都市緑地法(昭和48年9月1日 法律第72号)

#### (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

- ・ 「緑の基本計画」は、都市計画制度に関する事項のみならず、都市計画制度以外の緑地の保全、公共公益施設の緑化、民有地の緑化などに関する事項も含むため、市町村の建設に関する基本構想(総合振興計画 基本構想)に即すこととされています。
- ・ 「緑の基本計画」は、都市計画制度に関する事項も含むため、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)に適合することとされています。
- ・ 環境基本法による「環境基本計画」、景観法による「景観計画」と調和を保つこととされています。

資料:「新編 緑の基本計画ハンドブック」(平成19年2月)より

### 3. 緑の基本計画の基本的枠組み

#### 3-1. 対象区域

対象区域は、本計画が都市緑地法第4条に示されているとおり「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施する」ための計画であることを踏まえ、原則として「都市計画区域」とします。

なお、本計画では、都市緑地法や都市計画制度以外の緑地の保全、公共公益施設の緑化、民有地の緑化などに関する事項も含むため、必要に応じ、全市的な緑の保全や緑化の推進に関する観点についても、示すこととします。

#### □ 浜田市 緑の基本計画の対象区域（都市計画区域）



#### 3-2. 目標年次

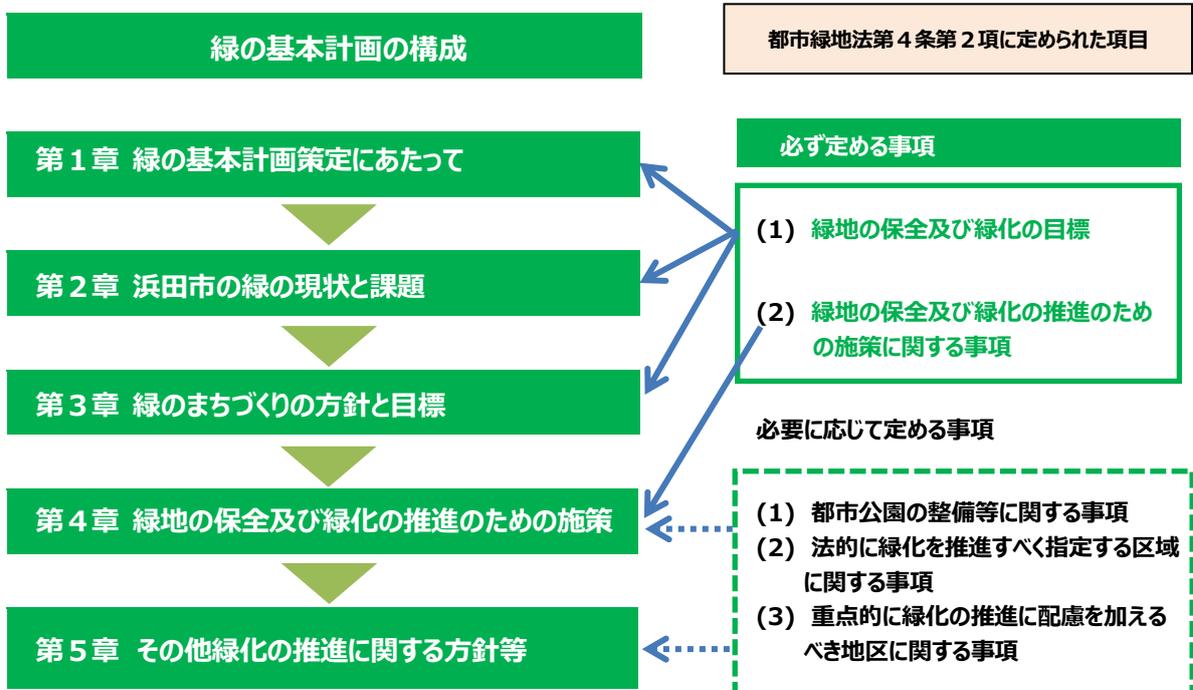
本計画の目標年次は、総合振興計画や都市計画マスタープランと整合を図り、計画初年度（平成29年度）から概ね10年先の平成38年（2026年）とします。

また、上位計画の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

### 3-3. 計画の構成

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第2項において「必ず定める事項」と「必要に応じて定める事項」を設けることとなっており、本計画では本市の緑地等の実情に応じて以下の構成によりまとめます。

#### □ 浜田市 緑の基本計画の構成



### 3-4. 計画を策定するにあたっての認識

本計画で扱う「緑」は、樹木や草花などの植物のみではなく、様々な態様の緑を広範に捉えます。

具体的には、都市公園や河川、道路、学校などの公共空間の緑、広場などのオープンスペース、山林や農地などの自然的土地利用の緑、法律で保全される自然公園などの緑、家庭の庭など、広範なものを「緑」として扱います。そして、都市における緑には生活に欠かせない多様な機能や役割があり、その重要性を踏まえつつ、保全・創出・活用・管理・運営していくことを目指した計画とします。

#### □ 本計画で扱う「緑」とは

- ▶ 「緑」・・・単に植物のみではなく、都市における様々な態様の緑を広範に捉える。
  - 施設緑地 ○ 地域制緑地 ○ 家庭の庭など
- ▶ 都市における緑の多様な機能や役割
  - 環境保全機能 ○ 景観形成機能 ○ レクリエーション機能 ○ 防災機能

□ 緑の分類イメージ



注) 「新編 緑の基本計画ハンドブック」に示される分類を参考に本市に存在する施設例を当てはめ整理

□ 緑の代表的な機能と役割

● 環境保全機能：生態系を守り、都市環境を向上させる

緑は、生物の生育・生息・繁殖地としての生態系の基盤であり、多様な生物が共生する環境を支えています。また、市街地に緑を増やすことで、二酸化炭素の吸収や大気の浄化、熱環境の改善、騒音防止など、都市環境を向上させるとともに、私たちの生活に潤いをもたらす重要な役割を担っています。

● 景観形成機能：浜田らしさを特徴づける

公共施設や住宅地などにおける緑は、良好な景観形成に寄与します。また、地域の特色ある水・緑環境や歴史的資源は浜田らしい景観を特徴づけ、市民の心に安らぎと活力を与える役割を担っています。

● レクリエーション機能：親しみ、ふれあう

公園、里山、水辺などの緑は、スポーツや散策、身近な健康づくりの場、遊び場、憩いの場等としての機能を有しています。また、身近に自然とふれあえる場所であるとともに、地域活動等を通じた交流、にぎわいの場としての役割を担っています。

● 防災機能：災害を防止、緩和する

火災時の延焼防止帯や雨水流出量の低減となる樹林など、災害から住民を守る機能を持っています。また、公園などのオープンスペースは、避難地としての機能や救援・復旧・復興拠点としての役割などを持っており、その適切な確保は都市の安全性、防災性を高めます。

## 4. 計画策定にあたっての認識

### 4-1. 緑の保全・整備に係る情勢

まちづくり及び緑の保全・整備に係る情勢の変化をみると、これまでの間、美しい自然との調和を図りつつ国土を整備し、次の世代に引き継いでいく意志を示した「美しい国づくり政策大綱」が公布され、これに呼応するように「都市緑地法」や「景観法」などが制定されました。

本市は、市町村合併や景観法に基づく「景観行政団体」への移行など、その担うべき役割も大きく変化し、さらに、少子高齢化・人口減少社会の到来によるライフスタイルの変化、緑や生物多様性保全、防災等に関する市民意識の高まりなど、緑の保全・整備を取り巻く環境も変化しています。

計画策定にあたっては、本市の緑の現状やそれを取り巻く環境を踏まえ、目指すべきまちの将来像を見据えながら計画を策定します。

#### □ 本市のまちづくり及び緑の保全・整備に係る情勢の変化

年	項目	概要
平成 15 年	政策	<b>美しい国づくり政策大綱 公表</b>
平成 16 年	関連法	<b>都市緑地法の制定（旧都市緑地保全法）</b> 緑の基本計画の記載事項に"都市公園の整備方針等"追加 "緑地保全地域"や"緑化地域"等を活用した緑地保全制度拡充
	関連法	<b>都市公園法の改正</b> "多様な主体による公園管理の仕組み"について拡充
	関連法	<b>景観法の制定</b> 都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観行政団体が景観計画を策定し、施策を総合的に講ずる制度
平成 17 年	合併	<b>三隅町・旭町・金城町・弥栄村と合併（689.52 km<sup>2</sup>）</b>
平成 18 年	（上位計画）	第1次浜田市総合振興計画の策定
平成 19 年	市域拡大	埋立地編入（瀬戸ヶ島町、下府町）（690.60 km <sup>2</sup> ）
	政策	<b>「新しい時代における『みどり』の整備・保全・管理と総合的な施策の展開のあり方について」公表（国土交通省 社会資本整備審議会）</b>
平成 22 年	関連計画	<b>浜田市環境基本計画の策定</b> 都市計画区域マスタープラン（浜田・旭・三隅）の策定（県）
平成 24 年	関連計画	<b>浜田市都市計画マスタープランの策定</b>
平成 26 年	関連計画	<b>浜田市景観計画（案）の公表</b>
	市域拡大	埋立地編入（松原町）（690.66 km <sup>2</sup> ）
	政策	浜田開府 400 年記念事業 開始（～平成 29 年）
平成 27 年	関連法	<b>浜田市 "景観行政団体"に移行</b>
平成 28 年	上位計画	<b>第2次浜田市総合振興計画の策定</b>
平成 29 年	—	<b>浜田市緑の基本計画の策定（予定）</b>
⋮ ↓		
平成 31 年	関連行事	<b>浜田開府 400 年</b>

※市域面積は、国土地理院が電子国土基本図(地図情報)を基に公表している数値（各年 10 月 1 日現在）を掲載

## 4-2. 上位計画・関連計画等の概要

### 4-2-1. 主要関連法の概要

都市緑地法（昭和48年9月1日 法律第72号）は、「都市において緑地を保全するとともに、緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与する」ことを目的として制定されました。

この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められています。特に平成16年（2004年）には、前年に公表された「美しい国づくり政策大綱」や「観光立国行動計画」等の国策と連携し、全国での景観・緑行政の進展を目指し、大きく改正されました。

#### □ 平成16年の「都市緑地法」等の改正概要

1. 題名の改正：「都市緑地保全法」から「都市緑地法」に改題
2. 緑地の保全及び緑化の推進のための基本計画（緑の基本計画）の拡充  
※計画の記載事項に、「都市公園の整備の方針」等を追加
3. 「緑地保全地域」の指定等  
※都道府県及び市町村は、必要に応じ都市計画に「緑地保全地域」を定めることができるとし、地域内の建築物の新築、木竹の伐採等について届出制の導入可能に
4. 地区計画等の活用  
※市町村は、必要に応じ地区計画区域内の木竹の伐採等について、条例での許可制が導入可能に
5. 「緑化地域」等における「緑化率規制」の導入  
※市町村は、必要に応じ都市計画に「緑化地域」を定めることができるとし、地域内の大規模な敷地の建築物に対して、「緑化率の最低限度」を都市計画で定め、規制することが可能に  
なお同法改正に併せ、関連する都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）も改正されている。

#### 【都市公園法の一部改正概要】

1. 立体都市公園制度の創設  
※都市公園の区域を立体的に定めることができる制度を導入
2. 多様な主体による公園管理の仕組みの整備  
※公園管理者以外の者が公園施設を設置することができる要件の緩和

#### 【参考】緑地保全地域（都市緑地法第5条）（都市計画法における「地域地区」として指定）

- ・ 里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度
- ・ 指定要件（次のいずれか）： 無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの  
地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの
- ・ 規制対象： 建築物・工作物の新築、宅地の造成、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立て等

#### 【参考】緑化地域（都市緑地法第34条）（都市計画法における「地域地区」として指定）

- ・ 緑が不足する市街地などで、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度
- ・ 指定要件： 用途地域が指定されている区域内
- ・ 規制対象： 敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築又は増築／「敷地面積の25%」又は「1－建ぺい率－10%」の小さい数値  
※特に必要がある場合、条例で対象を敷地面積300㎡まで引き下げ可能

□ 都市緑地保全法等の一部を改正する法律 (イメージ図)

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設等所要の措置を講ずる。

緑地の保全、都市の緑化、公園整備を総合的に推進



資料：国土交通省 都市・地域整備局公園緑地課 資料より

## 4-2-2. 緑行政において踏まえるべき視点

国土交通省の社会資本整備審議会は、平成19年に「我が国における社会的ニーズに対応した"緑の整備・保全・管理"を推進する上で、今後より重要となる視点」をまとめた「新しい時代における『みどり』の整備・保全・管理と総合的な施策の展開のあり方について」を以下のように示しています。

### □ 新しい時代における『みどり』の整備・保全・管理と総合的な施策の展開のあり方について（概要）

#### 社会的ニーズ

- 人口減少・少子高齢化の進展への対応
- 持続可能な社会の実現（生物多様性の保全・地球温暖化の防止への貢献）
- 安全な国土の再構築
- 個性と魅力ある生活環境の維持
- 美しい景観や文化・芸術への欲求の高まり 等

#### 【今後の『みどり』の整備・保全・管理において重要となる視点】

##### 美しい都市の形成

- ・ 「みどり」により形成される良好な環境を正しく認識し、美しい都市を形成するため、水と緑豊かな環境の保全・創出を推進する必要がある。

##### 歴史と文化に根ざした香り高い都市の形成

- ・ 自然と歴史と文化に根ざした地域の個性や魅力をベースに、活発な交流や連携が展開されるよう、地域で親しまれた美しい「みどり」を大切にす地域づくりを推進する必要がある。

##### 誰もが暮らしやすい社会の実現

- ・ 国民の健康づくりや良好な子育て環境づくり等を推進する中で、ユニバーサルデザインなどを踏まえ、誰もが使いやすい、やさしい「みどり」の整備等を図る必要がある。

##### 持続可能な都市の形成

- ・ 地域に応じた「みどり」の整備等により、地球温暖化への対応、ヒートアイランド現象の緩和、地域固有の自然の保全、都市近郊の里地里山の保全、生物多様性の保全、持続可能な都市づくりへの対応を図る必要がある。

〔 なお、現在、国土交通省では、低炭素都市づくりの推進にあたり「低炭素都市づくりガイドライン」を作成しており、その中の低炭素都市づくりの3つの方法の一つとして、「みどり分野」が取り上げられている。 〕

##### 安全・安心な都市の形成

- ・ 大震災時において避難地・避難路、救援・復旧・復興等の拠点としての役割を果たす「みどり」を正しく認識し、安全・安心な都市づくりを推進する必要がある。

##### 多様な主体の発意・参画による活力ある社会の形成

- ・ 多様な主体により活力ある地域づくりが広げられ、地域コミュニティなどの醸成等の場としての「みどり」の機能に着目した取組みを推進する必要がある。

資料：「新しい時代における『みどり』の整備・保全・管理と総合的な施策の展開のあり方について」社会資本整備審議会

都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会（平成19年6月）を加筆修正

### 4-2-3. 上位計画・関連計画の概要

本計画に関わる上位計画・関連計画の概要は、以下に示すとおりであり、これらの計画との整合を図りながら策定するものです。

計画	概要	基本的な構成 ※太字：本計画に関連する項目
第2次 浜田市総合振興計画	将来都市像を『住みたい 住んでよかった魅力いっぱい元気な浜田～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすまち～』とし、これを実現するため、7つの「まちづくりの大綱」を掲げ、施策を定めています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ まちづくりの大綱                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 活力のある産業を育て雇用をつくるまち</li> <li>2. 健康でいきいきと暮らせるまち</li> <li>3. 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち</li> <li>4. <b>自然環境を守り活かすまち</b></li> <li>5. <b>生活基盤が整った快適に暮らせるまち</b></li> <li>6. 安全で安心して暮らせるまち</li> <li>7. 協働による持続可能なまち</li> </ol> </li> </ul>
浜田市 都市計画マスタープラン	将来都市像を『自然を活かし人々の交流と協働により活力あふれる中核都市』とし、「交流・連携」「暮らし・環境」「参加・協働」の基本理念と5つの基本目標を掲げ、土地利用、道路や公園、河川などの公共施設の整備の方針を示しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 都市づくりの基本目標                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. にぎわいと活力あふれる都市づくり</li> <li>2. <b>人と環境にやさしい機能的な都市づくり</b></li> <li>3. 安全安心で、質の高い暮らしを支える都市づくり</li> <li>4. <b>豊かな自然に育まれ、歴史と文化が輝く都市づくり</b></li> <li>5. 市民・企業・行政等の協働による都市づくり</li> </ol> </li> <li>□ 公園・緑地の方針                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>都市の潤いとなる公園・緑地の整備と保全</b></li> <li>(2) <b>地域の公園・緑地の整備と保全</b></li> <li>(3) <b>緑のネットワークを形成する緑地の保全</b></li> <li>(4) <b>市民協働による取組み</b></li> </ol> </li> </ul>
浜田市 環境基本計画	計画のテーマを『地域特性と自然環境を活かした潤いのあるまち・はまだ』とし、市民、事業者、市の協力による環境に配慮した施策や行動の推進を目的に、人と自然との共生を目指した取組みの方向を示しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 計画の基本目標                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>地域の特性を活かした景観形成</b></li> <li>2. <b>環境保全の人づくり・地域づくり</b></li> <li>3. 地球温暖化対策</li> <li>4. 地球環境に配慮するまちに</li> <li>5. 循環型社会の構築</li> </ol> </li> <li>□ みどりに関する施策の方向性                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>公園などの緑化の推進</b></li> <li>(2) <b>自然公園の整備</b></li> <li>(3) <b>「まちを花で飾ろう!」事業の推進</b></li> <li>(4) <b>「わたしは、まちの園芸家!」事業の推進</b></li> <li>(5) <b>アダプトプログラム、苗木配布などの推進</b></li> <li>(6) <b>「緑と花の沿道」推進事業の推進</b></li> </ol> </li> </ul>
浜田市 景観計画（案）	景観まちづくりの基本目標を『青い海と緑につつまれ、文化と人が織りなすふるさと浜田の景観まちづくり』とし、景観を通じたまちづくりへの参加意識を高め、活力に満ちたまちづくりを総合的に進めるための取組みをまとめています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 景観まちづくりの基本方針                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>豊かな自然を守り育て、活かす景観まちづくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>方針1 日本海の眺望景観の保全と活用</li> <li>方針2 中国山地の山並みの保全と活用</li> <li>方針3 河川や渓谷の保全と活用</li> </ul> </li> <li>● <b>歴史・文化を育み、次世代へ継承する景観まちづくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>方針1 多様な歴史・文化遺産の保全と活用</li> <li>方針2 地域の祭りや民俗芸能等の継承と振興</li> <li>方針3 地域の歴史・文化の伝承</li> </ul> </li> <li>● <b>誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>方針1 にぎわいや地域の活性化につながる景観づくり</li> <li>方針2 風情ある市街地の景観づくり</li> <li>方針3 周囲の自然と調和した農山村・漁村景観づくり</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

なお、上位計画・関連計画から「緑に求められる役割」は以下のように整理されます。

#### □ 上位計画・関連計画から求められる緑の役割（キーワード）

<p><b>【緑の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域固有の自然の保全</li> <li>○ 都市近郊の里地里山の保全</li> <li>○ 生物多様性の保全</li> <li>○ 持続可能な都市づくり</li> <li>○ 良好な景観の保全・形成</li> </ul>	<p><b>【緑の創出・活用】 【緑化の推進・協働】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的・文化的な資源の活用</li> <li>○ 自然とのふれあいと潤いの創出</li> <li>○ 健康やスポーツ・レクリエーションの場の創出</li> <li>○ 観光交流への活用</li> <li>○ 市民と行政による緑化の推進・協働</li> </ul>
--	---